

ガイドラインにおける「地域医療構想の策定を行う体制」について

医療法上の規定

- 地域医療構想は医療計画の一部であることから、医療計画策定時と同じく、以下の意見を聴くことが必要

- ・診療又は調剤に関する学識経験者の団体
- ・市町村
- ・保険者協議会

ガイドライン上の記載

- 策定段階から地域の医療関係者、保険者、住民、市町村の意見を聴くことが望ましい
- 既存の会議体の活用等、地域の医療関係者の意見を反映する手続をとることを検討
- 策定後を見据えて地域医療構想調整会議を設置し、意見をまとめることが適当
- 専門部会やワーキンググループ等を設置して、集中的に検討することが考えられる

東京都地域医療構想策定部会の設置

- 保健医療計画推進協議会委員の一部及び新たに委嘱する専門委員を委員とする
- 病床の機能分化が主要な議題となるため、病床機能報告制度における4つの機能区分を代表する医療機関を加える
- 部会委員の想定は以下の通り

医療関係団体

区市町村

保険者協議会

学識経験者

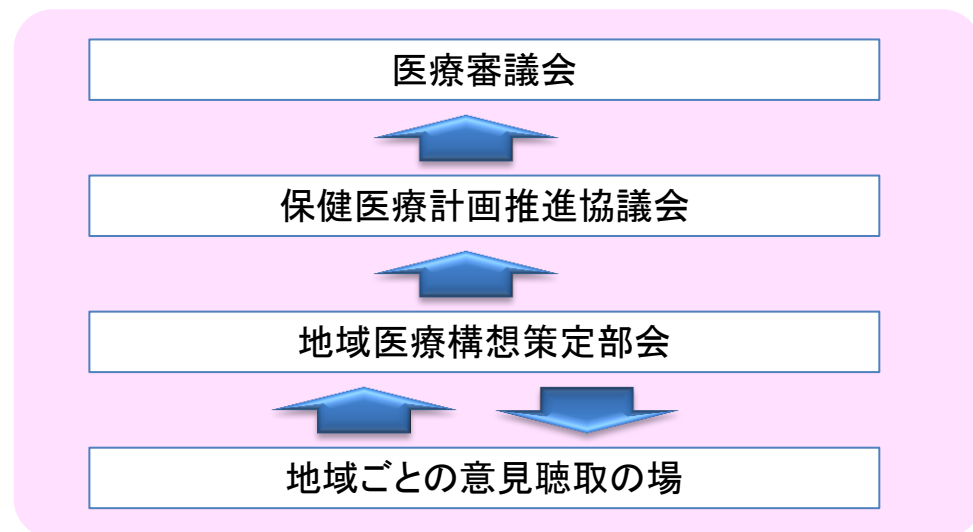
住民

各医療機能代表

- 高度急性期機能
- 急性期機能
- 回復期機能
- 慢性期機能

東京都における「地域医療構想の策定を行う体制」について

- 東京都において地域医療構想策定にあたっては、保健医療計画推進協議会の下に「地域医療構想策定部会」を設置
- また、地域ごとに医療関係者等からの意見を聴取する場を設ける



地域ごとの意見聴取の場の設置

- 構想区域を決定するまでの間については、現行の二次保健医療圏において意見聴取の場を設ける
- 構想区域決定後においては、構想区域ごととする
- 地域医療構想調整会議への参加が想定されるものを参加者とする
- 参加者の想定は以下の通り

医療関係団体

区市町村

保険者協議会

各医療機能代表

- 高度急性期機能
- 急性期機能
- 回復期機能
- 慢性期機能

構想区域決定後、構想区域ごとに意見聴取（協議の場の前倒し設置）